

事務連絡
令和5年1月27日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法に基づく各事業における事故等の情報提供について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

去る1月22日夜、兵庫県神戸市で発生した共同住宅の火災では、死者4名、負傷者4名を出す大きな被害が発生しました。

生活困窮者自立支援法に基づく各事業においても、類似の火災や、生命に関わる事件・事故等が発生する可能性は否定できないところです。そうした事態への確に対応していくため、今後、自治体におかれては、各事業において、生命に関わる事件・事故、金品の不正受給、個人情報の漏洩などにより、刑事事件又は報道、議会等で問題になることが予想される等の事案があった場合については、その概要、対応方針等について速やかに都道府県を経由して厚生労働省へ情報提供していただくようお願いいたします。（様式は任意）

なお、こうした対応については、追って「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和4年3月31日第11版）」（令和4年3月31日付け社援発0330第26号厚生労働省社会・援護局長通知）を改訂し、周知する予定です。

【連絡先】

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
（代表電話）03(5253)1111
（直通電話）03(3595)2615
（メールアドレス）jiritsu-model@mhlw.go.jp